

改正案	現行
<p>（公開買付けの適用除外となる買付け等）            第六条の二（略）</p> <p>2 法第二十七条の二第一項第一号に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。</p> <p>一 店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の取引</p> <p>二 法第八条第八項第十号に掲げる行為（次に掲げる要件の全てを満たすものとして金融庁長官が指定する電子情報処理組織を使用して行われるものに限る。）による有価証券（金融商品取引所に上場されているものに限る。以下この項において同じ。）の取引（当該有価証券が特定上場有価証券である場合にあつては、特定投資家等のみを当事者として行われるものに限る。）</p> <p>イ 電子情報処理組織を使用して行われた売付け若しくは買付けの申込み又は売買についてその対象となつた有価証券の種類、銘柄、価格その他当該申込み又は売買の内容を示すべき事項として内閣府令で定める事項が直ちに公表されることとなつていないこと。</p> <p>ロ 電子情報処理組織を使用して行われる売付け若しくは買付け</p>	<p>（公開買付けの適用除外となる買付け等）            第六条の二（略）</p> <p>2 法第二十七条の二第一項第一号及び第二号に規定する政令で定める取引は、店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の取引とする。</p> <p>（新設）            （新設）</p>

の申込み又は売買に係る売買価格の決定方法が競売買の方法その他多数の者の参加の下に価格の形成が行われる方法として内閣府令で定める方法であること。

ハ 電子情報処理組織を使用した買付けの申込みに係る有価証券を所有する者が当該電子情報処理組織を使用して当該有価証券を適時に売却する機会が確保されていると認められること。

3  
(略)

4 法第二十七条の二第二項第二号に規定する政令で定める取引は、第二項第一号に掲げる取引とする。

3  
(略)

(新設)